

議第37号

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県旅館業法施行条例および滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第5号ウただし書中「併用すること」を「併用する方法等」に改める。

(滋賀県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 滋賀県公衆浴場法施行条例（平成7年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物（全有機炭素の量）は1リットルにつき8ミリグラム以下とすることまたは過マンガン酸カリウム消費量は」に改め、同項第4号の3ウただし書中「併せて」を削り、「適切に」を「併用する方法等により適切に消毒を」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。